

点検実施計画書

(会社名)

(施設名)

(施設の所在地)

地下貯蔵タンク等点検実施計画書（給油取扱所を除く施設用）

1 危険物の在庫管理に従事する者の職務

危険物施設管理者等は、「 」に勤務する者で、危険物取扱者の資格を有する者の中から点検実施者を定め、点検が適正に実施されるよう努めることとする。

2 在庫管理の対象設備

当該施設の在庫管理の対象設備は、次のとおりとする。

(1) 地下貯蔵タンク

タンク番号	油種名	タンクの設置方法	タンクの種類	容 量
				K L
				K L
				K L
				K L
				K L
				K L
				K L

(2) 漏えい検査管

No.1 ~ No. () 合計本数：() 本

3 点検実施者への教育

危険物施設管理者等は、点検実施者に対して次の教育を行うものとする。

対象者	実施時期	教 育 内 容
点検実施者	年1回以上 点検実施者の交代のあった場合は新たに点検業務を開始する時	(1) 点検義務等に関する基本的事項について ア 点検実施計画書の意義・目的 イ 在庫管理に係る消防法令に関すること ウ 在庫管理の対象となる設備に関すること (2) 在庫管理の点検方法及び記入方法 (3) 漏えい検査管の点検方法及び記入方法 (4) 異常時の対応について ア 異常の判断基準 イ 異常時の対応手順

4 点検方法

漏えい検査管による確認に加え、危険物の貯蔵又は取扱数量の1／100以上の精度で在庫管理を行うことにより、1週間に1回以上危険物の漏れを確認する。

(1) 漏えい検査管の点検方法

- ア 専用工具又はプライヤー等を用いて蓋を開ける。
- イ 漏えい検査管内に3～5m程度の棒又は金属製巻尺を挿入し、棒又は金属製巻尺に油分が付着していないか目視及び臭いで確認する。

(2) 在庫管理の方法

- ア 在庫管理を実施する際の在庫量の測定方法は、(液面計・検尺棒)を用いて行う。
- イ 在庫管理は、移動タンク貯蔵所（タンクローリー）からの荷卸し前と荷卸し後の貯蔵量及びボイラー等の危険物消費設備等による始業前と始業後の消費量（流量計等で確認）から貯蔵量の増減を確認し、専用の点検表に記録する。なお、貯蔵量の確認は、1週間に1回以上を行うこととし、タンクローリーからの荷受け時や危険物消費等を行った日は、その都度、記録する
- ウ 漏えい検査管による確認は、週1回以上特定の曜日を定め、この結果を前記点検表等に記録する。

5 異常の判断

(1) 在庫管理時の異常

週1回以上実施する在庫管理において、著しい増減が発生した場合は異常と判断すること。(1パーセントを目安とし、それより大きな誤差が生じた場合)

(2) 漏えい検査管による点検時の異常

漏えい検査管から著しい油臭がするか、又は、挿入した棒等に著しい油分が認められた場合は、異常と判断すること。

6 異常時の対応

- (1) 点検実施者は、異常が疑われた場合には速やかに危険物施設管理者等へ報告する。
- (2) 危険物施設管理者等は、点検実施者から異常の疑いがある旨の報告を受けた場合は、異常を確認し、専門業者に検査依頼するとともに、消防本部へ報告する。
- (3) 専門業者は、異常箇所の特定を行い、危険物施設管理者等に報告する。
- (4) 危険物施設管理者等は、適切な補修、取替え及び改修の工事を計画し、消防本部に申請して許可を受け、復旧工事を実施する。

